

大津市移動等円滑化促進方針 (マスタープラン)

大津市バリアフリー基本構想 (実行計画)

【 概 要 版 】

目 次

1 バリアフリーについて	1
2 新たなバリアフリー計画について	2
3 利用者・住民参加等の取組について	3
4 基本方針1 一体的なバリアフリー整備	4
5 基本方針2 継続したバリアフリー整備	6
6 基本方針3 バリアフリーに関する理解の増進と定着	7
7 移動等円滑化促進地区と重点整備地区について	8
8 重点整備地区	10

1 バリアフリーについて

バリアフリーとは、高齢者や障害者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、大きく4つのバリアがあると言われています。

物理的なバリア



公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと。

文化・情報面でのバリア



情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと。

制度的なバリア



社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。

意識上のバリア



周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのこと。

資料:こころと社会のバリアフリーハンドブック

大津市では、このようなバリアをなくすため、バリアフリーの法律に基づき、平成23年3月に「大津市バリアフリー基本構想」(以下「H22バリアフリー基本構想」という。)を策定し、「JR大津駅・京阪浜大津駅(びわこ浜大津駅)」周辺と「JR膳所駅・京阪膳所駅」周辺の2地区を重点整備地区に位置付け、バリアフリー化の取組を進めてきました。

2 新たなバリアフリー計画について

(1) 計画策定の背景と目的

H22バリアフリー基本構想は2024年度(令和6年度)が目標年次となっていることから、近年のバリアフリー法の改正等も踏まえ、市全域の新たなバリアフリーに係る方針として「**大津市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)**」を策定するとともに、マスタープランに基づき、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る重点整備地区等を位置付けた「**大津市バリアフリー基本構想(実行計画)**」を改定しました。

【基本理念】 ともに支え合い、安全・安心・快適に過ごせるまち 大津
【計画期間】 2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10年間

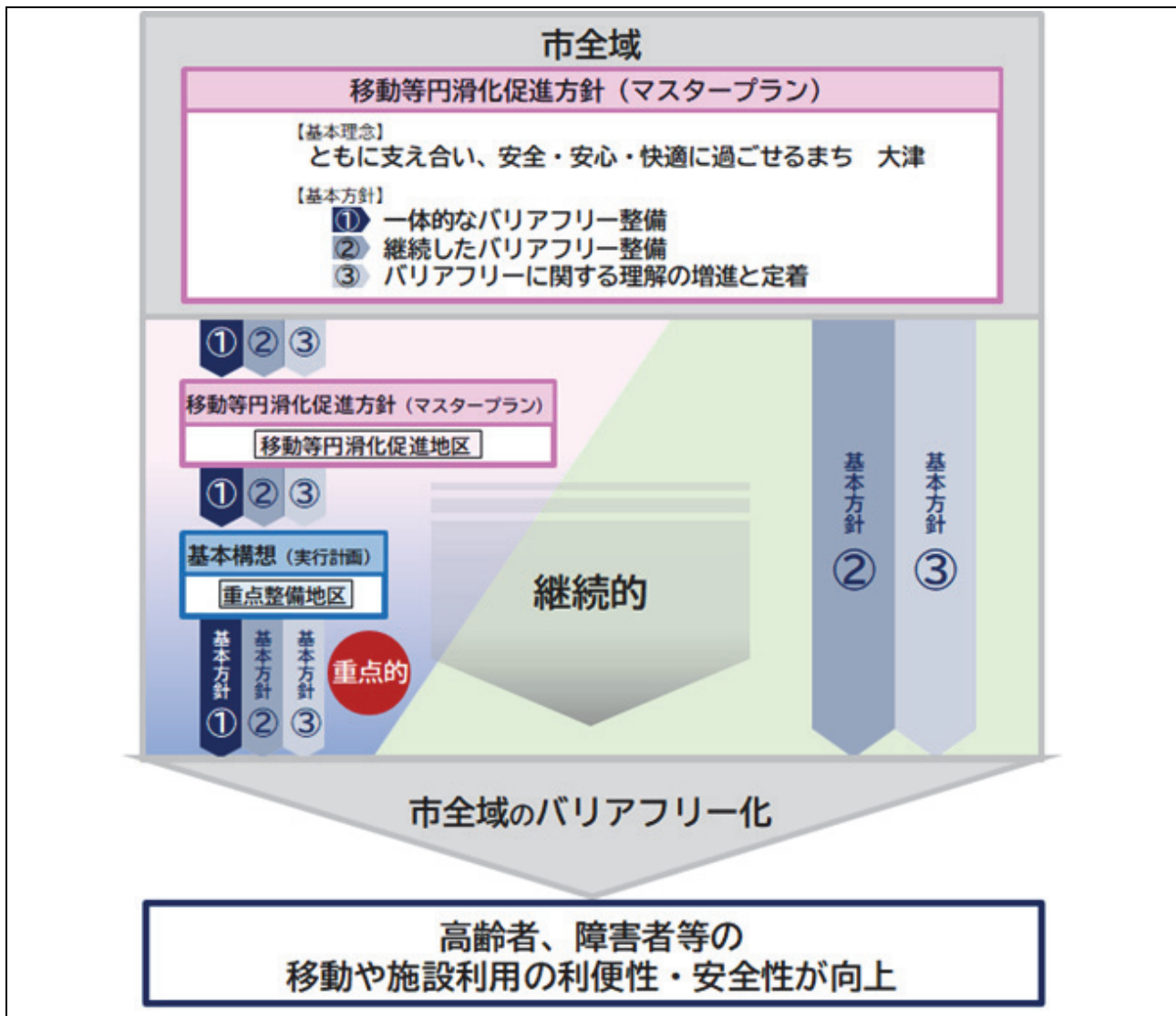


図:市全域のバリアフリー化の進め方

3 利用者・住民参加等の取組について

大津市では、計画の策定にあたり、バリアフリーについて地域の障害者や高齢者の方の意見を把握するため、以下の取組を実施しました。今後も各種団体等へのヒアリングを実施し、皆様のご意見を踏まえたバリアフリーの推進に取り組めます。

●まち歩き(現地点検)(合計2回)

バリアフリー推進協議会構成員の方などと、まちのバリアフリー化の状況を実際に見て体験する「まち歩き」を実施しました。様々な立場の方が様々な視点で施設や経路を点検しました。

第1回:令和5年12月20日10時～12時(参加者12名)

JR大津京駅周辺の施設と経路

第2回:令和6年8月19日10時～12時(参加者17名)

皇子が丘公園体育館、皇子が丘公園



●関係団体ヒアリング(合計11回)

障害者団体	計 7回
高齢者団体	計 2回
市民団体	計 2回



●意見交換会(合計13回)

障害者団体	計 1回
高齢者団体	計 1回
市民団体	計 11回



得られた意見について...

- ・避難時の経路についても考慮してほしい
- ・上下移動がある鉄軌道駅のエレベーターの設置
- ・銀行等の利用が多い
- ・バリアフリーに対する意見を伝える場がない
- ・説明資料をわかりやすくしてほしい

各団体から協力いただいた事項...

- ・車いすで各駅を調査した内容の提供
- ・団体の広報誌にバリアフリーに対する意見の呼びかけ
- ・団体の啓発活動(移動に関する)についての情報提供

4 基本方針1 一体的なバリアフリー整備

一体的なバリアフリー整備を推進するに当たり、バリアフリーチェックを実施した結果、一定のバリアフリー整備が実施されている箇所でも、現在の基準や規格に適合していない箇所もあったことから、整備の考え方を以下のとおりとします。

(1)生活関連経路の整備の考え方

全体的な考え	<u>一体的なバリアフリー整備を展開し、</u> <u>わかりやすく・安心して歩ける道路</u>
① 歩道	●歩道の構造がマウントアップ形式の箇所については、可能な限り勾配を緩和した形で整備。 ●段差や勾配の大きな箇所・凹凸のある箇所については部分的に補修。 ●グレーチングの網目が大きいものは細目に改修。 ●植栽や看板、自転車等で著しく歩行空間を侵しているものの適切な排除等。 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要な箇所や、設置済みでも損傷している箇所を現在のJIS規格に<u>適合するように整備。</u>  勾配の大きな箇所の例 凹凸のある箇所の例 網目が大きい箇所の例  損傷したブロックの例 規格外のブロックの例 規格外のブロックの例

② 歩道のない道路	●歩行者の安全確保に向けた歩行空間の明確化等。 歩行空間の明確化の例 歩行空間の明確化の例
③ 交差点	●歩行者用信号の設置や音響信号や青時間延長ボタンの設置。 歩行者用信号(音響信号)の例 青時間延長ボタンの例

(2)生活関連施設の整備の考え方

施設については、下記基準に整合した一体的な整備を目指します。整備内容や時期について、施設設置管理者と十分に協議し、特定事業の設定を行います。



JR比良駅の整備完了写真

※バリアフリー整備は、各省令で定められた基準に適合するように実施します。

5 基本方針2 継続したバリアフリー整備

市全域のバリアフリー化を推進するためには、生活関連施設や経路に設定されていない箇所でも、バリアフリー化を推進していくことが重要なことから、市全域で個別の継続的な整備を実施します。まずは高齢者・障害者にとって危険な箇所から優先的に整備していく必要があります。

(1)経路の整備例



交差点部における点字シートの設置例



輝度比を確保した点字シートの設置例



※植栽帯等によるバリアの解消例

(2)施設の整備例



障害者等用駐車区画の設置例



点字ブロックの設置例

6 基本方針3 バリアフリーに関する理解の増進と定着

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障害者等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」(ソフト面)の取組が重要です。

(1)「心のバリアフリー」の推進における役割

【行政】	役割	市民一人ひとりのバリアフリーへの関心と理解が深まるよう、多様な関係者と協力しながら、広報活動、啓発活動、学びの活動等の「心のバリアフリー」を育む取組を計画的に推進する。
【事業者等】 【施設設置管理者】	役割	社員・職員におけるバリアフリーの意識を高める教育を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、高齢者や障害者等の多様なニーズに応える商品やサービスの提供に努める。
【市民】	役割	障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解するなど、一人ひとりがバリアフリーへの関心を深めていくとともに、多様な相手とコミュニケーションを取りながら、お互いが理解し尊重できる環境づくりを推進する。

(2)「心のバリアフリー」の取組例



〈車椅子体験〉



〈視覚障害疑似体験〉

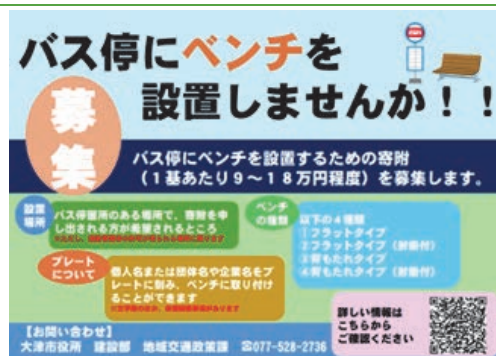
バリアフリー教室の開催



まち歩き点検の実施



ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発



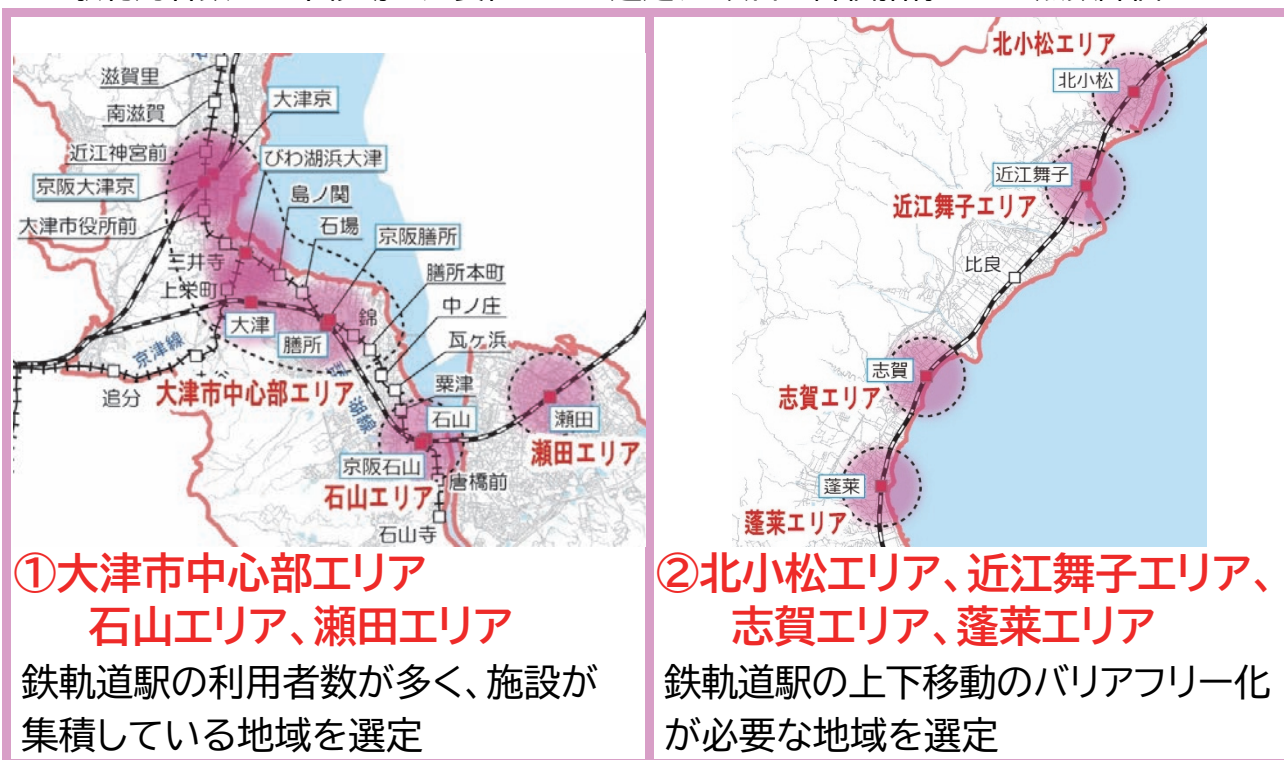
ベンチ設置事業

7 移動等円滑化促進地区と重点整備地区について

(1) 移動等円滑化促進地区について

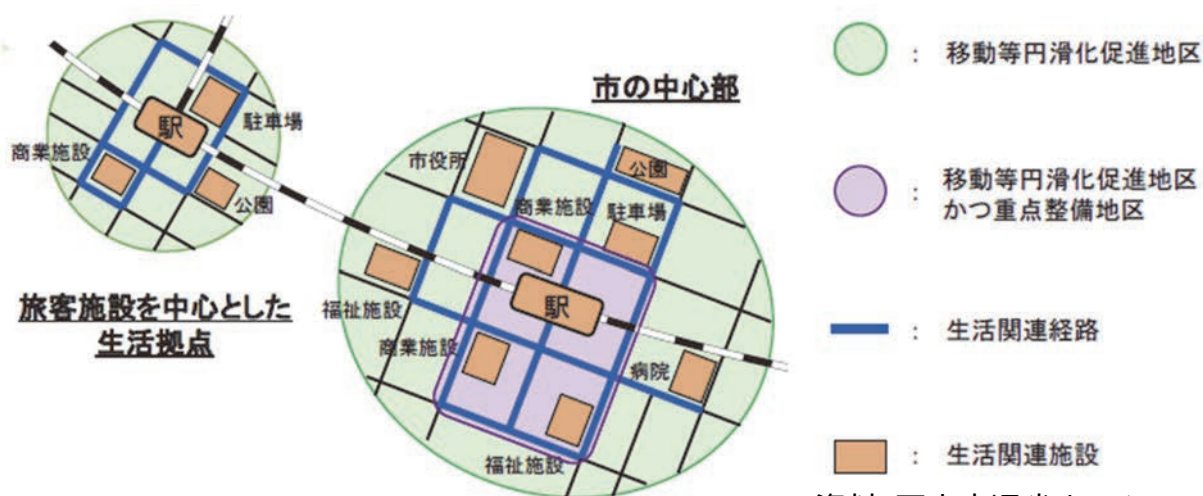
大津市内の鉄軌道駅40駅の周辺地区から、特にバリアフリー化が必要な7地区(13駅)を選定しました。(下図参照)

※駅利用者数や上下移動の必要性による選定、9項目の評価指標による点数評価



図：移動等円滑化促進地区

選定した7エリア(13駅)の移動等円滑化促進地区においては、「生活関連施設」「生活関連経路」を設定し、それらを含む区域を設定します。



資料：国土交通省ホームページ

図：生活関連施設と生活関連経路のイメージ

(2)重点整備地区について

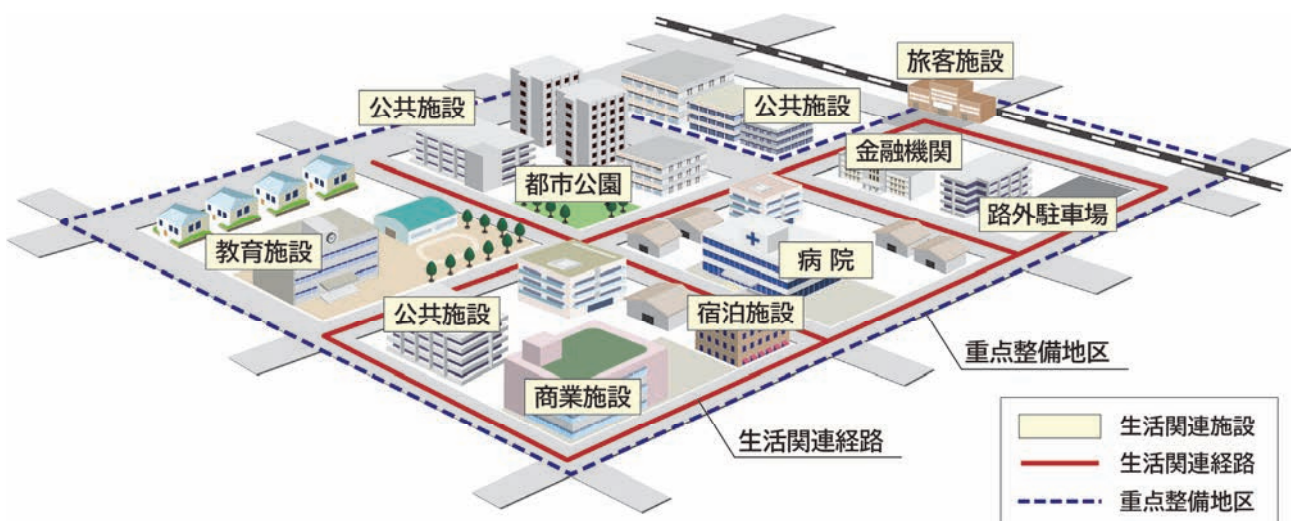
移動等円滑化促進地区の中で、各施設の設置管理者と協議が整い、バリアフリー化に向けた事業を推進できる地区を重点整備地区に位置付けます。

重点整備地区では、各施設の設置管理者がバリアフリー化の事業を定めた「特定事業計画」を策定し、計画に基づきバリアフリー化の事業を実施します。

移動等円滑化促進方針 【移動等円滑化促進地区】		バリアフリー基本構想 【重点整備地区】
大津市中心部エリア	➡	JR大津駅・京阪びわ湖浜大津駅周辺地区 JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区 JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区
石山エリア	➡	JR石山駅・京阪石山駅周辺地区
瀬田エリア	➡	JR瀬田駅周辺地区
北小松エリア	➡	JR北小松駅周辺地区
近江舞子エリア	➡	JR近江舞子駅周辺地区
志賀エリア	➡	JR志賀駅周辺地区
蓬萊エリア	➡	JR蓬萊駅周辺地区

※具体的な区域、生活関連施設、生活関連経路は P10以降を参照

重点整備地区のイメージ



資料:「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」に追記

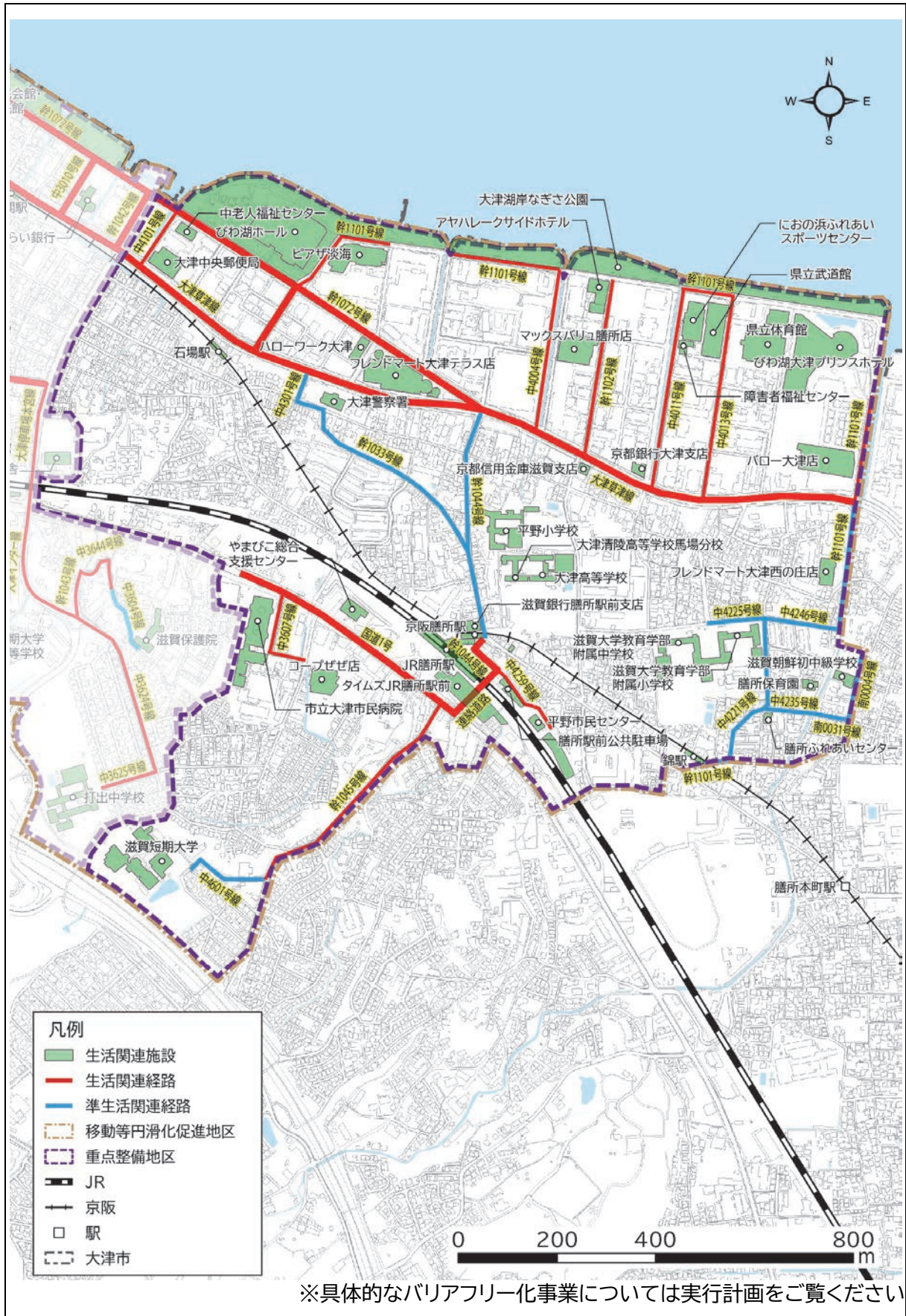
8 重点整備地区

JR大津駅・京阪びわ湖浜大津駅周辺地区



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区



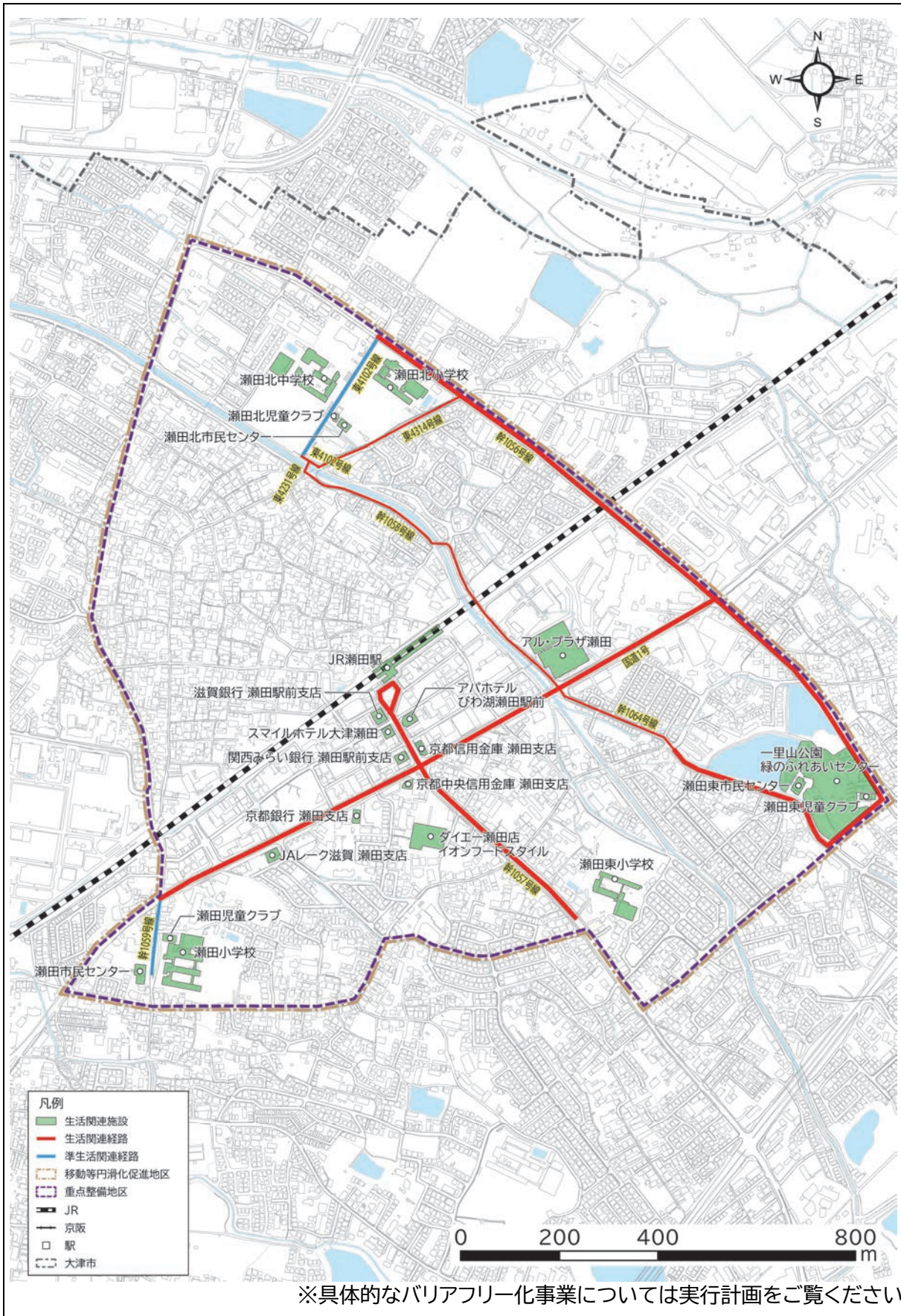
図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

JR石山駅・京阪石山駅周辺地区



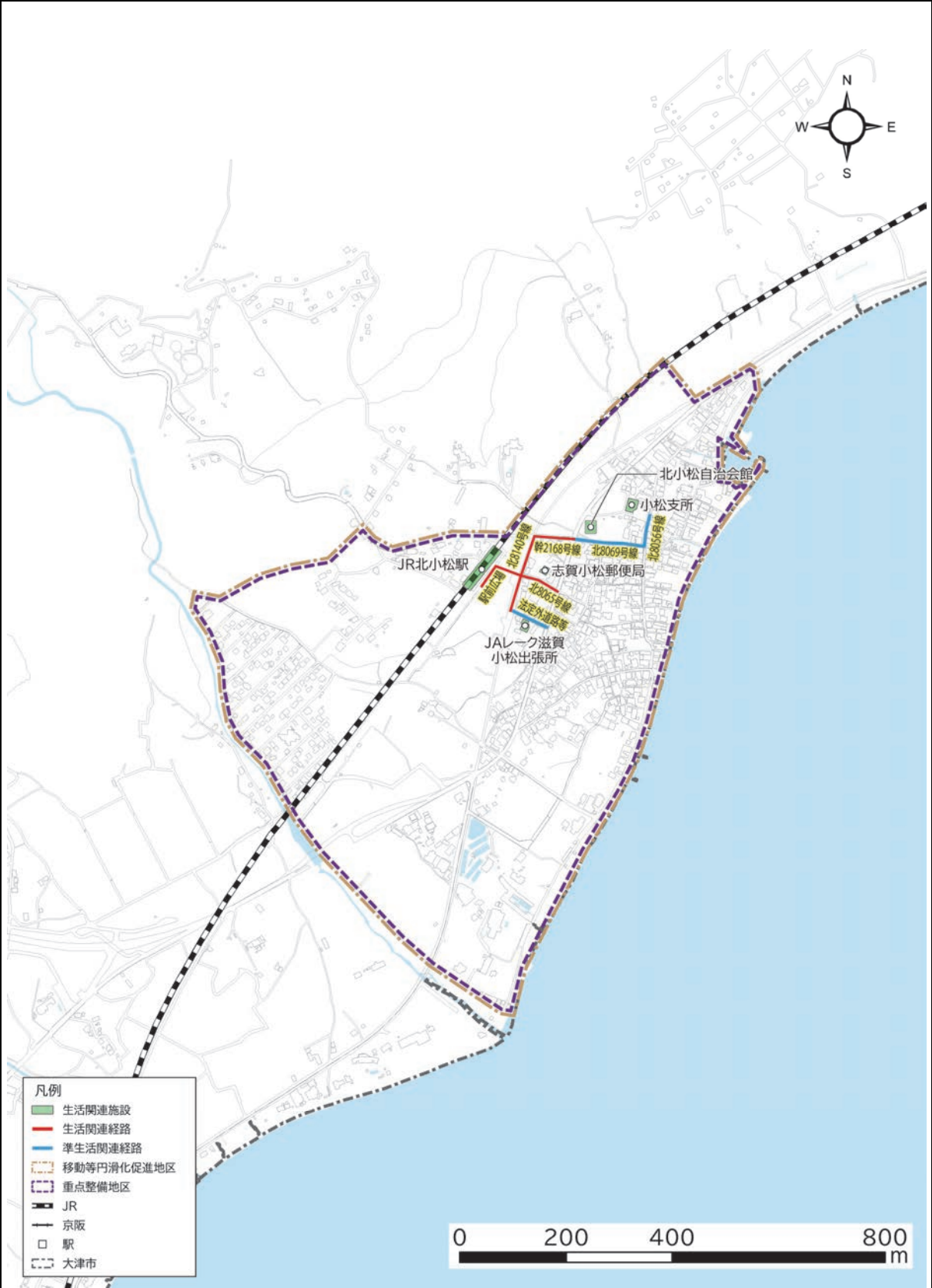
図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

JR瀬田駅周辺地区



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

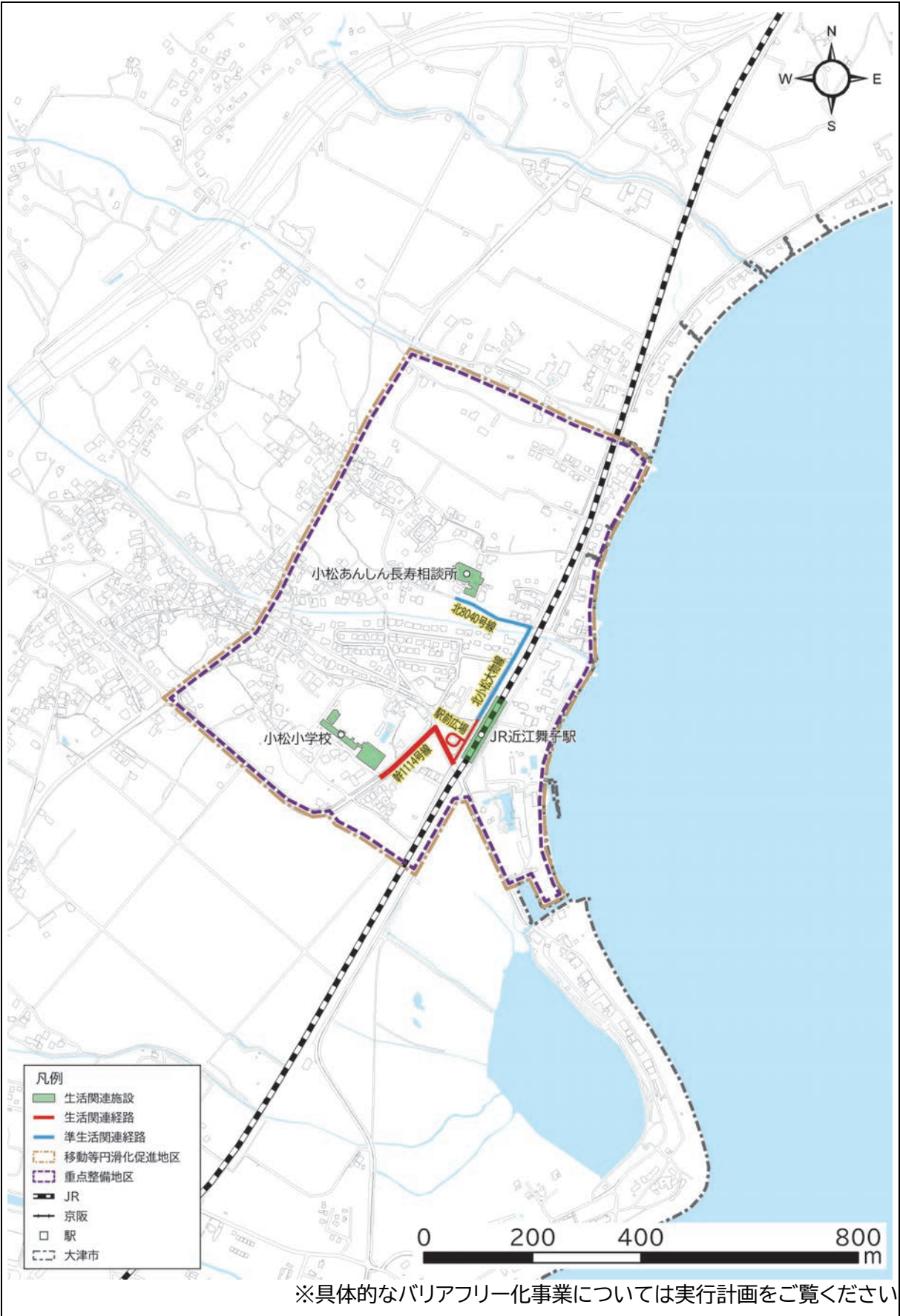
JR北小松駅周辺地区



※具体的なバリアフリー化事業については実行計画をご覧ください

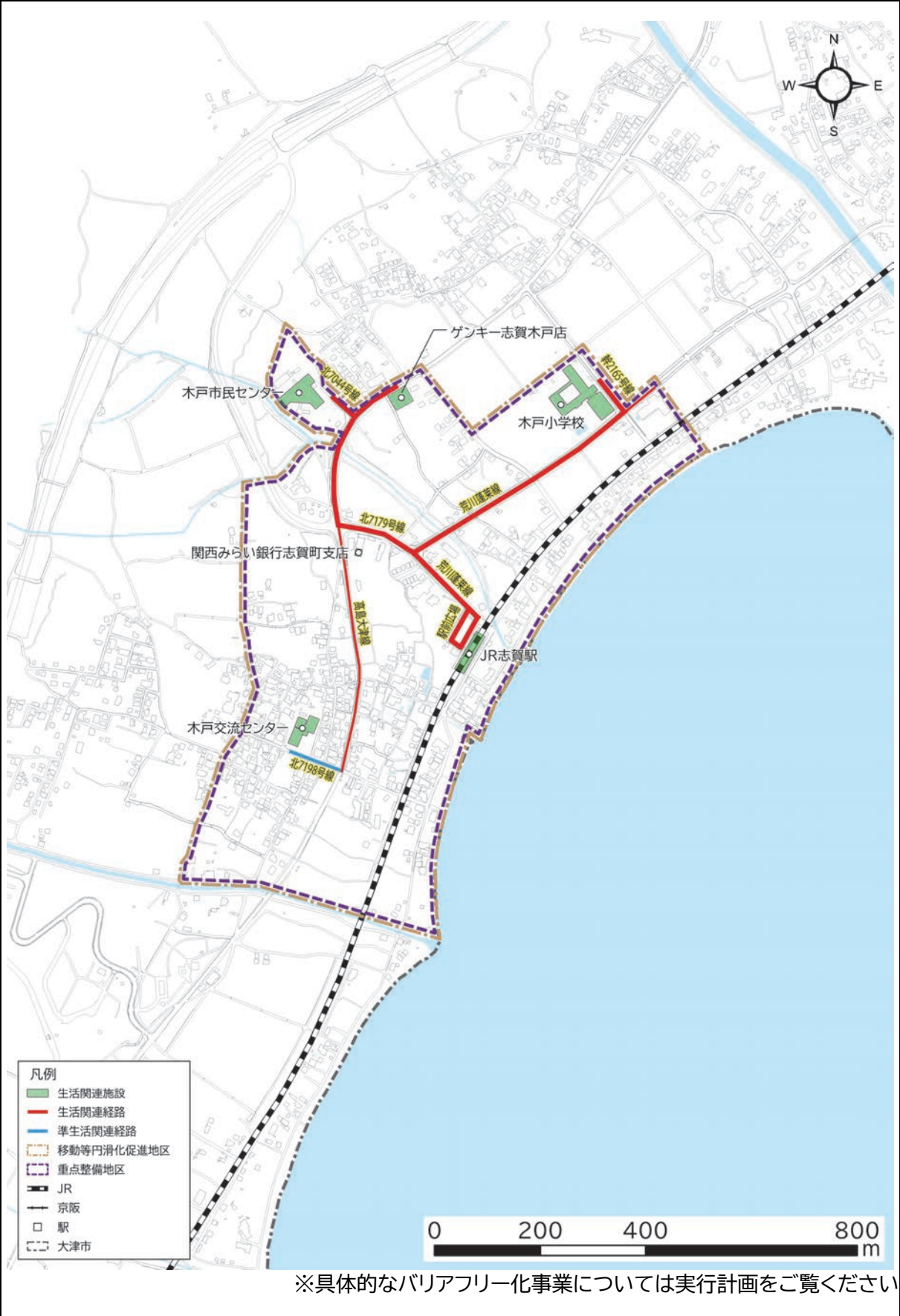
図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

JR近江舞子駅周辺地区



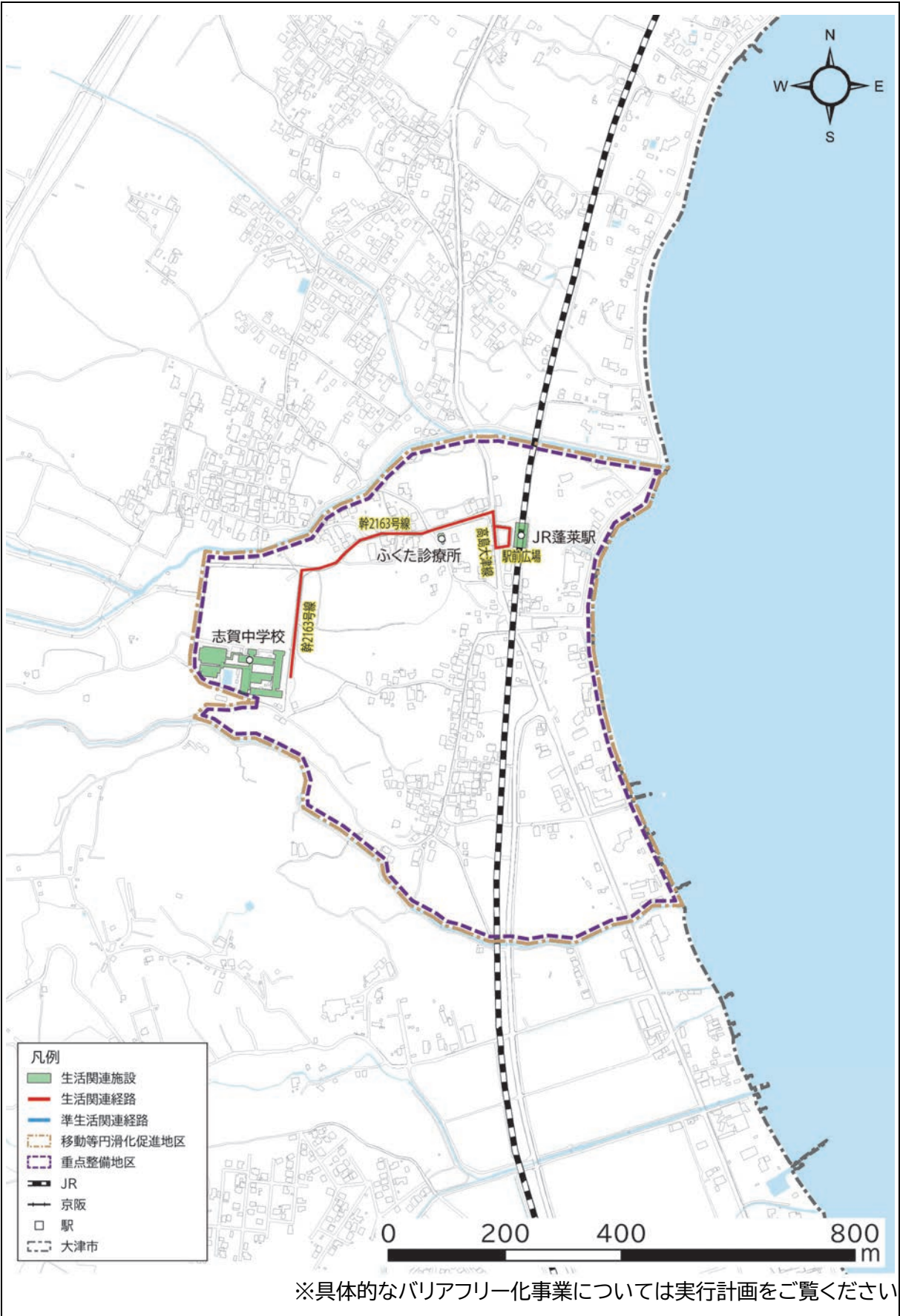
図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

JR志賀駅周辺地区



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

JR蓬莱駅周辺地区



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

大津市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)
大津市バリアフリー基本構想(実行計画)
【概要版】

2025 年(令和7年)3月

発行：大津市建設部 地域交通政策課
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL(077)528-2736 FAX(077)521-0427
e-mail : otsu1801@city.otsu.lg.jp